

下 総 第 7 1 5 号
令和7年(2025年)6月6日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和6年(2024年)5月15日付け監査報告第12号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

福祉部福祉政策課
福祉部生活支援課

福祉部 福祉政策課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 行政財産の目的外使用許可において、下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書において規定されている使用料の延納については、平成24年1月19日付け管第81号管財課長通知にて「納入通知書を発送する場合は、納期限を納入通知書発送後30日以内とすることを可能にする。」と規定されているが、30日を超過して納期限を設定していた。また、文書決裁による延納の意思決定も行われていなかった。関係規定等に基づき適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、行政財産の目的外使用許可における使用料について延納する場合は、納期限を下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書及び平成24年1月19日付け管第81号管財課長通知（令和7年3月3日付け下総資第324号資産経営課長通知により一部改定）に基づき設定することとし、併せて文書決裁による延納の意思決定を行うことといたします。今後は、関係規定に基づき適正に事務処理を行うよう努めます。

[指摘事項]

- (2) 資金前渡に係る金銭出納帳の記帳について、資金前渡金の収納額及び払込額が記入されていない事例が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、金銭出納帳に記入漏れのある資金前渡金の収納額及び払込額を確認し、直ちに記入しました。

今後は金銭出納帳への記入漏れを防止するため、月ごとの締め処理の際、資金前渡職員以外の職員が金融機関が発行する領収証書の件名、日付及び金額と、金銭出納帳の件名、日付、収納額及び払込額とが一致していること及び資金前渡金に係る精算内容を確認することとしました。

福祉部 生活支援課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 土地の賃貸借契約に係る貸付料の収入事務において、市有財産賃貸借契約書第8条に「乙は、貸付料を別表に定める納入期限（以下「納入期限」という。）までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。」と規定されているが、納入期限を過ぎて調定を行い、納入通知書を発行していた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今後は、契約書面に基づき適正に事務処理を行います。なお、令和6年度分の貸付料につきましては、適切に調定を行った上、納入通知書を発行し、納入期限内に収入しました。

[指摘事項]

- (2) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、再発防止のため所属職員に対し、休憩時間の適正取得の徹底について周知しました。また、時間外勤務命令の決裁過程においても適正な勤務時間であることを確実に確認するよう決裁者に周知徹底しました。

以上